

## 弊社管理物件をお申しいただく皆様へ

東急住宅リース株式会社  
賃貸管理本部 賃貸管理推進部  
契約書作成第二グループ

この度は、弊社管理物件にお申しいただき誠にありがとうございます。  
申込および契約についてご案内させていただきますので、ご確認の上、お手続きをお願いします。

## 1. 申込にあたって

「入居申込書兼保証委託申込書【個人/法人】」に必要事項を漏れなく正確にご記入くださいますようお願いいたします。

### <申込時必要書類>

#### (1) 必ずご提出いただく書類

個人契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>申込者の年収確認書類（源泉徴収票、確定申告書等）</li> <li>申込者の本人確認書類（運転免許証等） ※外国籍の方の場合は在留カード ※保険証を利用する場合は、保険者番号及び被保険者等記号・番号を黒塗りにし、ご提出ください</li> <li>代表入居者の本人確認書類（運転免許証、学生証等）</li> <li>駐車場を利用される場合は、車検証のご提出</li> </ul>
法人契約	<ul style="list-style-type: none"> <li>会社の履歴事項証明書</li> <li>決算書（3期分以上）</li> <li>代表入居者の本人確認書類（運転免許証等）</li> <li>駐車場を利用される場合は、車検証のご提出</li> </ul>

#### (2) 保証会社利用または連帯保証人の場合にご提出いただく書類

保証会社利用の場合① [レジデンシャルパートナーズ] [エルズサポート] [オリコフォレントインシュア]	<ul style="list-style-type: none"> <li>R P プラス J 利用申込書</li> <li>保証委託及び立替払委託契約のお申込時の確認・同意書</li> </ul>
連帯保証人の場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>連帯保証人の本人確認書類（運転免許証等）</li> <li>連帯保証人の年収確認書類（源泉徴収票、確定申告書等）</li> </ul>

※物件や申込内容により、上記以外にその他書類のご提出をお願いする場合がございます。  
※法人契約の場合、社宅規定により上記書類ご提出が難しい場合には担当者へご相談ください。  
※弊社または提携保証会社より契約者および連帯保証人、緊急連絡先のご自宅・携帯・勤務先に確認のご連絡をさせていただきます場合があります。  
※お申込を頂きましたら、場合によってお断りさせていただく場合があります。その理由につきましては一切申し上げられませんので、予めご了承ください。

## 2. 賃貸借契約にあたって

(1) ご契約の場合には、下記の契約時必要書類をご準備ください。

### <契約時必要書類>

#### ① 必ず提出いただく書類

個人契約	印鑑（銀行届印等）
法人契約	法人印鑑証明書原本 （3ヶ月以内に取得のもの） 法人印（押印）をいただきます

#### ② 保証会社利用または連帯保証人の場合にご提出いただく書類

保証会社利用の場合	印鑑（銀行届印等）
連帯保証人をたてる場合	連帯保証人の印鑑証明書原本 （3ヶ月以内に取得のもの） 実印（押印）をいただきます

※物件により、上記以外にその他書類のご提出をお願いする場合がございます。  
※法人契約の場合、社宅規定により上記書類ご提出が難しい場合には担当者へご相談ください。  
※法人契約で保証会社を利用する場合には、保証委託契約に対して連帯保証人が必要となり、連帯保証人の印鑑証明書のご提出が必要となります。

(2) 以下を全て確認後、鍵のお引渡しをさせていただきます。

ご入金がありましても、書類のご提出が未了の場合には鍵のお引渡しができませんので、予めご了承ください。

- 契約金のご入金
- 契約書類一式（契約時必要書類含む）のご返送
- 住宅総合保険の手続き完了

東急住宅リースから、契約者様・入居者様専用の

暮らしに役立つお得なサービスのご案内です！

WEB サイト「リーブ」: <https://www.tokyu-hl-libre.jp/>

※一部住戸ではご利用できない場合がございます。



### お客様ひとりひとりのマイページをご用意しました

<b>お知らせ機能</b> お客様だけに向けたお知らせや ご契約している物件についてのお知らせを パソコンからいつでも確認いただけます。	<b>室内修理のお問合せ</b> 室内の不具合や 設備の故障、水漏れ等発生した時、 連絡先がパソコンから直ぐに検索できます。
<b>住まいの説明書</b> ご入居～ご退去まで、知っておいていただきたい 情報をお伝えます。暮らしの中で迷っても 直ぐにヒントが見つかります。	<b>賃貸借契約の解約申請</b> 賃貸借契約解約の申し出は、 いつでもここからできます。 予め日程が決まった時点でお申し出ください。